

知財法務の勘所Q&A（第58回）

ロシア・ライセンス契約に対するウクライナ情勢の影響

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
弁護士 松嶋 希会

Q1 ロシア企業に知的財産権をライセンスする契約を締結しています。現在のウクライナ情勢は、契約関係にどのような影響を与えうるのでしょうか。

A1 ロシアが2022年2月にウクライナに対し軍事的に侵攻したことを受け、日本を含め、国際社会はロシア企業やロシア人に対し次々と経済制裁を課しています。各国は、特定の技術をロシアに提供することを禁ずる制裁も発動しており、ロシア企業との間のライセンス契約がこれらの制裁に抵触しないか確認が必要です。各国の制裁に対しては、ロシアも、ロシア内外の外国企業に甚大な影響を及ぼす対応（カウンター制裁）を、矢継ぎ早に導入しています。3月5日には、ロシアに制裁を発動した国を非友好国と認定し、かかる国に関係する者（非友好国の企業や非友好国に主要事業拠点を置く企業）に対する制限的な対応も増えてきています。非友好国には、アメリカ、EU諸国、アジア諸国としては日本、韓国、台湾及びシンガポールが含まれています。本稿では、ロシアによる対応、ロシアにおける状況を中心に説明いたしますが、ロシアを取り巻く状況は日々変動しており、本稿は、2022年3月18日現在の状況に基づく点をご了承ください。また、本稿で引用する法令はロシア法令を示します。

1. ロシア企業とのライセンス契約の概要

ロシア企業に対する技術支援の一環として、ロシア企業とライセンス契約を締結している日本企業・日系企業があると思います。ロシアでは、外国ライセンサーが強制的に特定の責任を負わされたり、外国ライセンサーに支払うロイヤリティの料率に制限が課せられたりすることはありません。ライセンス契約の準拠法はロシア法に限定されていません。また、契約に関する争いをどのような方法で解決するのかは当事者が選択できます（ただし、後述参照）。日本企業とロシア企業との間のライセンス契約であれば、イギリス法を準拠法にして、LICIAやSCCといった欧州の仲裁機関による仲裁地をロンドンやストックホルムとした仲裁がよくみられます。多くはないですが、日本法を準拠法としたり日本での仲裁で解決する合意もあります。近時は、シンガポール法を準拠法としたりシンガポールでの仲裁を選択する動きもあります。ロシア子会社を通してロシア企業にライセンスする場合、準拠法をロシア法、紛争解決方法をロシア仲裁とする選択もあります。

ロシアでの事業であるため、契約の準拠法に関わらず、ロシア法の適用を完全に排除することはできません。例えば、ロシアで権利として認められるために、ロシア法に従い知的財産権自体のほかライセンス権も登録する必要があります。紛争解決方法によっては、ロシア契約法令の強行法規が適用される可能性もあります。独禁法も問題となりますが、支配的地位の濫用や競争制限につながる合意に対するロシア独禁法上の規制は、一般的には、ライセンスを含む知的財産権